

## 新「基礎施工士」検定試験について

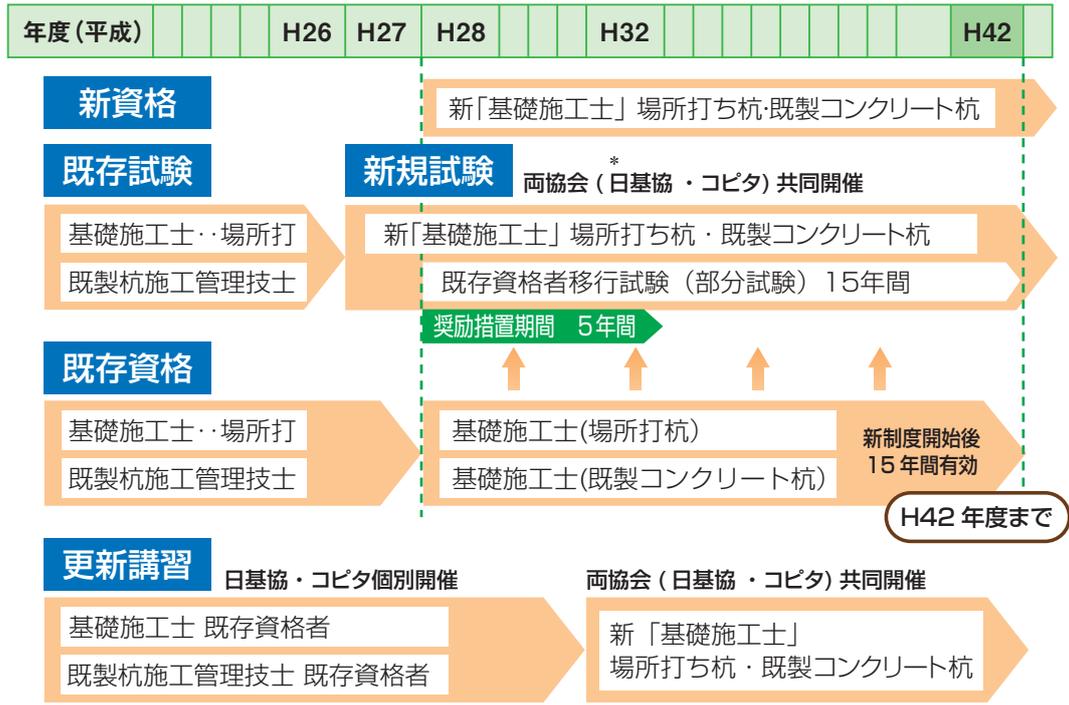
新「基礎施工士」検定試験は、一般社団法人 日本基礎建設協会と一般社団法人 コンクリートパイプ建設技術協会が実施する資格試験です。以下に概要を示します。

- 1) 資格名称：新資格制度発足後、次の表記となる予定です。
  - 新 資 格・・「基礎施工士」
  - 既存資格・・現：基礎施工士保有者
    - ⇒「基礎施工士（場所打ち杭）」
  - 現：既製杭施工管理技士保有者
    - ⇒「基礎施工士（既製コンクリート杭）」
  - 現：基礎施工士・既製杭施工管理技士両資格保有者
    - ⇒「基礎施工士」
- 2) 新 試 験：平成27年度より実施予定（平成27年11月）です。
- 3) 既存資格：新資格発足より15年間（平成42年度まで）有効です。
  - ①平成28年度より15年間で新資格を取得しなければ、既存資格は失効となります。
  - ②平成41年度まで既存資格の更新は、存続します。
- 4) 移行措置：新資格制度発足時、
  - ①基礎施工士と既製杭施工管理技士両方の資格保有者には、新「基礎施工士」の資格が付与されます。
  - ②基礎施工士・既製杭施工管理技士いずれかの既存資格保有者で、移行試験（新試験の指定部分を受験）の合格者には、新「基礎施工士」の資格が付与されます。移行試験は、平成28～42年度の15年間実施します。なお、平成28～32年度の5年間で資格取得のための奨励措置期間とします。
- 5) 更新講習：新資格については、平成32年度から実施します。
 

既存資格については、

  - ①平成31年度まで、各協会が従来どおり個別に実施します。
  - ②平成32年度からは新資格の更新講習を受講いただきます。
- 6) 注意事項：以下の項目にご注意ください。
  - ①既存資格者は、更新の当該年であれば、必ず更新講習会を受講してから、移行試験を受験してください。万が一、移行試験を不合格になりますと既存資格は当該年翌年から失効します。
  - ②既存資格者の前年への前倒し講習の実施は廃止します。
  - ③既存資格者は、移行試験または新「基礎施工士」試験いずれかを選択して受験することができます。新規の方は、新「基礎施工士」試験のみの受験となります。

### 「基礎施工士」資格制度統合スケジュール



\*日基協…日本基礎建設協会 コピタ…コンクリートパイル建設技術協会

H42年度まで